

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 30 年 1 月 25 日（木）10:00～10:25
3. 議 案	○ 取引所外売買の売買停止の運用見直しについて
4. 主な内容	○ 取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等について事務局より、資料 1 及び資料 2 に基づき、取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る規則改正案等について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 本件一部改正案については特段の反対意見なく了承が得られ、また、軽微な表現振り等の修正は主査に一任された。 【主な意見等】 ・ 第 6 条の 2 第 1 項第 2 号の後半部分「その内容が不明確なもの又は周知される必要があるもの…」の記述が削除されたのはなぜか。 → 「不明確である」や「周知される必要がある」と限定してしまうと、夜間に TD-net に重要な情報が開示された場合、当該 TD-net での開示をもって明確になった又は周知されたとして取引所外売買を再開できるのではないか、という誤解を招く可能性があったため、削除した（※協会員が取引所外売買の成立を停止した場合、再開のきっかけは TD-net への開示ではなく翌日以降の取引所での売買の再開である旨、同条第 2 項改正案に規定）。 ・ 協会員は、TD-net 以外のニュースなどの情報を含めて、不確実性のある情報を確認する態勢を整備し、そういった情報があった場合は相対売買を行ってはならないと理解していたが、その考え方に変わりはないのか。 → ご理解の通り。夜間に TD-net で公募増資などの公表がなされた場合や、ニュースで不明確情報の報道があった場合は、その情報を知った際に直ちに取引所外売買の成立を停止できる態勢を整備していただく必要がある。 ・ 協会が行う売買停止の情報配信はどうなるのか。 → 現状、取引所からの情報連携を受けて協会から FAX やメールなどにより取引所外売買の停止情報を配信しているが、この運用は原則なくなる。 ただし、認可会員などにおいて本来停止すべき売買が停止されていない場合など（※改正案第 6 条の 5 各号に掲げる場合）に、協会が売買停止の情報を配信できるような枠組みは残させていただく。

	・ 東証が FLEX（リアルタイム情報配信サービス）で情報を配信していない昼休みや立会時間外の時間帯において、売買停止情報の周知を代替しているのが協会による売買停止情報の配信であると考えていた。そういった観点に基づくと、協会の情報配信運用を残すか、東証の FLEX を改修して立会時間外も配信するといった対応が望ましい。このような意見があること、また、今後検討をしていただきたいということについては、意見として残していただきたい。 なお、東証からベンダーへの情報はどのように流れているのかお聞きしたい。 → 立会外取引の売買停止情報を含め FLEX を通じて配信しているほかには、記者向けには資料投函も行っているが、その他、所報サービスという方法で情報を配信している。所報サービスは有料ではあるが、取引参加者向けに配信している一斉連絡と同じものが Target で閲覧できる。 ・ 所報サービスにはメール配信などの通知機能はあるのか。 → 欲しい情報を登録しておく、メールによる通知を受信する機能がある。 ・ 所報サービスでの情報配信には時差があると理解しているがどうか。 → 人の手で処理しているため多少の時差は発生する。ただし、現在の協会による売買停止の配信は、所報サービスと同じタイミングで東証から行われる連絡を受け、さらに協会内で人手を使って配信しているものと理解している。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8481）